

職員の通年輕装勤務の実施について

市では、地球温暖化対策や省エネルギー取組の推進及び業務効率化を図るため、令和6年5月より職員が年間を通じてノーネクタイなどの働きやすい服装で勤務する「通年輕装勤務」を試行的に実施してきましたが、令和7年4月から本格実施に移行します。

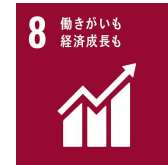
今後とも、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■目的

- ・職員が快適で働きやすい服装で勤務することで、夏季のみでなく、年間をとおして冷暖房に頼らない空間づくりに取り組み、さらなる省エネルギー推進、CO2削減を目指し、SDGsの2つの目標達成につなげます。
- ・働き方改革の一環として、季節を問わず、気候や業務の場面に応じた服装を取り入れることで、働きやすい職場環境を整え、業務の効率化を図ります。

★目標：「8. 働きがいも経済成長も」

「13. 気候変動に具体的な対策を」



■実施開始日

令和7年4月1日

（試行実施期間：令和6年5月1日～令和7年3月31日）

■対象職員

全職員（消防吏員・医師・看護師など、制服を着用する職員は除きます）



■職員の服装

- ・通年にわたって、ノーネクタイ・ノー上着などの働きやすい服装で勤務します。
- ・夏季は、ポロシャツや市内イベントPR用Tシャツ（ひよっこ祭りオリジナルTシャツ等）などの清涼感のある軽装を着用します。
- ・冬季は、セーター、カーディガン、フリース等の保温性の高い服装や重ね着を活用します。

■留意事項

- ・通年輕装勤務の取組は、ネクタイ・スーツ等の着用を禁止するものではありません。
- ・公務員としての品位を損なわない節度のある服装で勤務し、市民の皆さまに不快感を与えないよう心がけます。
- ・式典、外部主催の会議等への出席など、社会通念上必要と判断される場においては、その場に応じた服装で対応します。